様式１－２
様式更新日：2023(令和5)年4月1日

受付番号	

輸出管理シート【外国人（留学生・研究者・訪問者）受入用】

該当する事項にチェック（■または✓）を入れてください。

1．申請者、受入予定人物の詳細をご記入ください。

記入年月日：　　年　　月　　日

申請者	氏名	（フリガナ）		
	職名		内線	
	e-mail			
	所属			
	研究分野			
	提供予定の技術の名称・内容			
	提供予定の技術の詳細			

受入予定人物の詳細	氏名	
	出身国・地域	
	受入予定期間	
	所属	※ 留学生で本学以外に学籍を有さない者、または雇用する研究者の場合は前所属をご記入ください。受入人物が過去に外国ユーザーリスト掲載企業・組織に所属していた場合は、以下に前所属のほか当該企業・組織名及び所属期間をご記入ください。 外国ユーザーリスト掲載企業・組織名 【 所　属　期　間 【
	身分	☐ 留学生　☐ 学部学生　☐ 大学院生　☐ 研究生　☐ 科目等履修生　☐ 特別聴講学生　☐ その他（　　）
		☐ 研究者　☐ 本学で雇用（　　）　☐ その他（　　）
		☐ 訪問者　（
	特定類型	☐ 該当有（類型記入）　☐ 類型①　☐ 類型②　☐ 類型③
		☐ 該当無（類型空欄）　☐ 該当有の根拠（　　）

※提供予定の技術の詳細は、受入予定人物が外国ユーザーリスト掲載機関に所属していた場合のみご記入ください。
（外国ユーザーリスト　http://www.meti.go.jp/policy/anpo/）

2．裏面の安全保障輸出管理に関する自己判定チェックを行ってください。

3．裏面の安全保障輸出管理に関する自己判定チェックのAまたはBにおいて、確認してください。

設問1	① 受入予定人物が、外国ユーザーリストに掲載されている組織・企業に所属する者（過去に所属していた者も含む）である。	☐ はい	☐ いいえ
	② 受入予定人物が、懸念国（イラン・イラク・北朝鮮）出身者である。	☐ はい	☐ いいえ
	③ 受入予定人物が、国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン、南スーダン）出身者である。	☐ はい	☐ いいえ
	※ 外国ユーザーリストに掲載されている組織・企業が属している国・地域は、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、エジプト、イラン、インド、北朝鮮、シリア、台湾、中国、パキスタン、香港、レバノン、ロシアです。詳細は、下記アドレスより「外国ユーザーリスト」をご確認ください。 経済産業省安全保障貿易管理HP（http://www.meti.go.jp/policy/anpo/）		
設問2	① 受入予定人物が、将来本国に帰国し、軍事関連部門や軍需企業に就職することを今までの連絡から知っている。	☐ はい	☐ いいえ
	② 提供技術が、兵器等の開発に用いられる、または用いられる疑いがある。または、受入予定人物が所属する（していた）機関が、兵器等の開発、製造、貯蔵を行っていることが、入手した文書等に記載されている。	☐ はい	☐ いいえ
	③ 入手した文書等によって、提供技術が、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発・製造・使用等に用いられる、または用いられる疑いがあることを知っている。	☐ はい	☐ いいえ
	④ 受入予定人物が所属する（していた）機関が、外国の軍または警察である。または、これら機関等により、化学物質・微生物・毒素の開発等もしくは宇宙に関する研究に用いられる、または用いられる疑いがあることを入手した文書等によって知っている。	☐ はい	☐ いいえ

※懸念のある回答に網掛けしてあります。

※以下、責任者等確認欄

上記、裏面の内容を確認しました。
☐ 押印等に代えて、確認日、確認事項を記載した資料（メール文面等）を添付します。

特記事項

輸出管理責任者

年　　月　　日

上記、裏面の内容を確認し、以下のとおり判定いたします。

☐ 取引可　　☐ 取引審査申請書（様式4）の作成を要する

特記事項

事務欄：輸出管理関連課決裁欄（　　課）		
課長	課内決裁欄	起案者

（起案日）　年　月　日
（決裁日）　年　月　日

輸出管理統括責任者

年　　月　　日

※該非判定を行った場合のみ、輸出管理統括責任者の確認が必要です。

安全保障輸出管理に関する自己判定チェック

裏面

※不明な点は、研究支援・多文化共生推進課支援二係へご相談ください。

以下のフロー図にしたがって、□にチェック（■または✓）を入れてください。

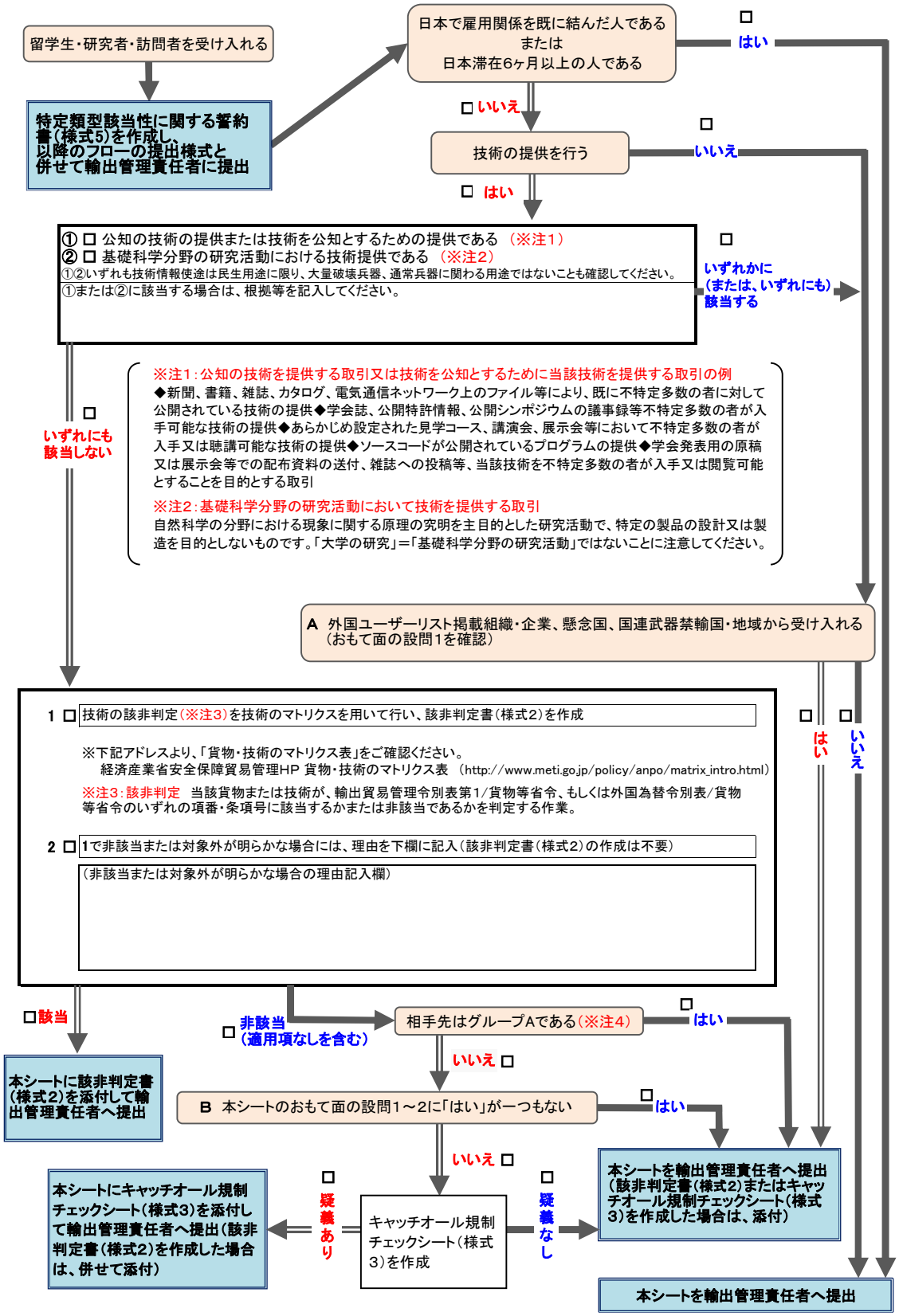

※注4：グループA(法令改正前のホワイト国)（輸出管理が適正に行われていると認められる国）
アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

様式１－２

記入例：台湾企業に勤務する大学院生レベルの社会人学生が台湾政府の奨学金を受けて留学し、宇宙科学を学びにきた想定

受付番号	研多01

（輸出管理関連課記載欄）Googleドライブに保存する際の整理番号を記入する。

輸出管理シート【外国人（留学生・研究者・訪問者）受入用】

該当する事項にチェック（■または✓）を入れてください。

1．申請者、受入予定人物の詳細をご記入ください。

受入予定の教員が、本シートを作成する。

留学生の受入は大学院生レベルの場合に本シートの提出が必要。本学の安全保障輸出管理ハンドブック（以下「ハンドブック」）p5もあわせて参照。

申請者	氏名	（フリガナ）ミヤキョウ　タロウ 宮教　太郎	人物の詳細	氏名	△△　△△
	職名			出身国・地域	台湾
	e-m			受入予定期間	2023年10月1日～2024年3月31日
	所属				湾〇〇大学 学生で本学以外に学籍を有さない者、または雇用する研究者の場合前所属をご記入ください。受入人物が過去に外国ユーザーリスト掲載業・組織に所属していた場合は、以下に前所属のほか当該企業・組名及び所属期間をご記入ください。 ーザーリスト掲載企業・組織名【 所　属　期　間【
	研究分野	〇〇に関する研究、〇〇学　など		身分	☐ 学部学生　☐ 大学院生 ■ 留学生　■ 研究生　☐ 科目等履修生　☐ 特別聴講学生 ☐ その他（　）
	提供予定の技術の名称・内容	〇〇に関する技術			☐ 研究者　☐ 本学で雇用（　） ☐ その他（　）
	提供予定の技術の詳細	上記の詳細について記載する。			☐ 訪問者　（
				特定類型	■ 該当有（類型記　■ 類型①　■ 類型②　☐ 類型③ ☐ 該当無（類型空　■ 該当有の根拠（本人の誓約事項及び提出資料）

2022年5月からみなし輸出管理が適用され、輸出管理シート提出時は特定類型に関する誓約書（様式5）の提出も必要。詳細はハンドブックP6からP7を参照。例は台湾企業に勤務（類型①）、台湾政府奨学金を受給（類型②）のため、該当特定類型をそれぞれ記載。

が外国ユーザーリスト掲載機関に所属していた場合のみご記入ください。
（外国ユーザーリスト　http://www.meti.go.jp/policy/anpo/）

2．　　ってください。

3．裏面の安全保障輸出管理に関する自己判定チェックのAまたはBにおいて、確認してください。

設問1	① 受入予定人物が、外国ユーザーリストに掲載されている組織・企業に所属する者（過去に所属していた者も含む）である。	☐ はい	■ いいえ
	② 受入予定人物が、懸念国（イラン・イラク・北朝鮮）出身者である。	☐ はい	■ いいえ
	③ 受入 鮮、 イラク、レバノン、リビア、北朝	☐ はい	■ いいえ
	※ 外国 イン ブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、エジプト、イラン、ドレスより「外国ユーザーリスト」をご確認ください。		
設問2	① 受入 絡から知っている。	☐ はい	■ いいえ
	② 提供技術が、兵器等の開発に用いられる、または用いられる疑いがある。または、受入予定人物が所属する（していた）機関が、兵器等の開発、製造、貯蔵を行っていることが、入手した文書等に記載されている。	☐ はい	■ いいえ
	③ 入手した文書等によって、提供技術が、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発・製造・使用等に用いられる、または用いられる疑いがあることを知っている。	☐ はい	■ いいえ
	④ 受入予定人物が所属する（していた）機関が、外国の軍または警察である。または、これら機関等により、化学物質・微生物・毒素の開発等もしくは宇宙に関する研究に用いられる、または用いられる疑いがあることを入手した文書等によって知っている。	☐ はい	■ いいえ

相手の高校卒業以降の履歴書（様式任意）を取り寄せるほか、入手した文書等（②～④）とあるが、相手からの書類でもメール等の連絡でも何でもよいので、設問①～④のことが確認できたか、について記載する

※懸念のある回答に網掛けしてあります。

※以下、責任者等確認欄

上記、裏面の内容を確認しました。
■ 押印等に代えて、確認日、確認事項を記載した資料（メール文面等）を添付します。

特記事項

輸出管理責任者

年　月　日

輸出管理シートの回送を受けた研究支援・多文化共生推進課長が確認する。

☐ 取引可　☐ 取引審査申請書（様式4）の作成を要する

特記事項

事務欄：輸出管理関連課決裁欄（　課）

課長	課内決裁欄	起案者
印	印	印

（起案日）　年　月　日
（決裁日）　年　月　日

輸出管理統括責任者

印

年　月　日

**（輸出管理関連課）確認・決裁方法は各課に一任するが、担当課長まで押印を頂くこと。
（あらかじめ、担当係において「☐ 取引可」にチェックを入れ、下記のとおり判定してよろしいか伺います、など課内の決裁ベースで確認すると早い。）**

※該非判定を行った場合のみ、輸出管理統括責任者の確認が必要です。

安全保障輸出管

裏面

以下のフロー図にした　　ご相談ください。

（想定）
台湾の企業に所属し、台湾政府奨学金を受けて本学で宇宙科学分野の研究を希望する大学院生レベルの社会人学生。将来、自国にて〇〇商品の開発に活かせるよう、または、当該分野での発展的な応用研究が実施できるよう、本学で研究を行いたい。

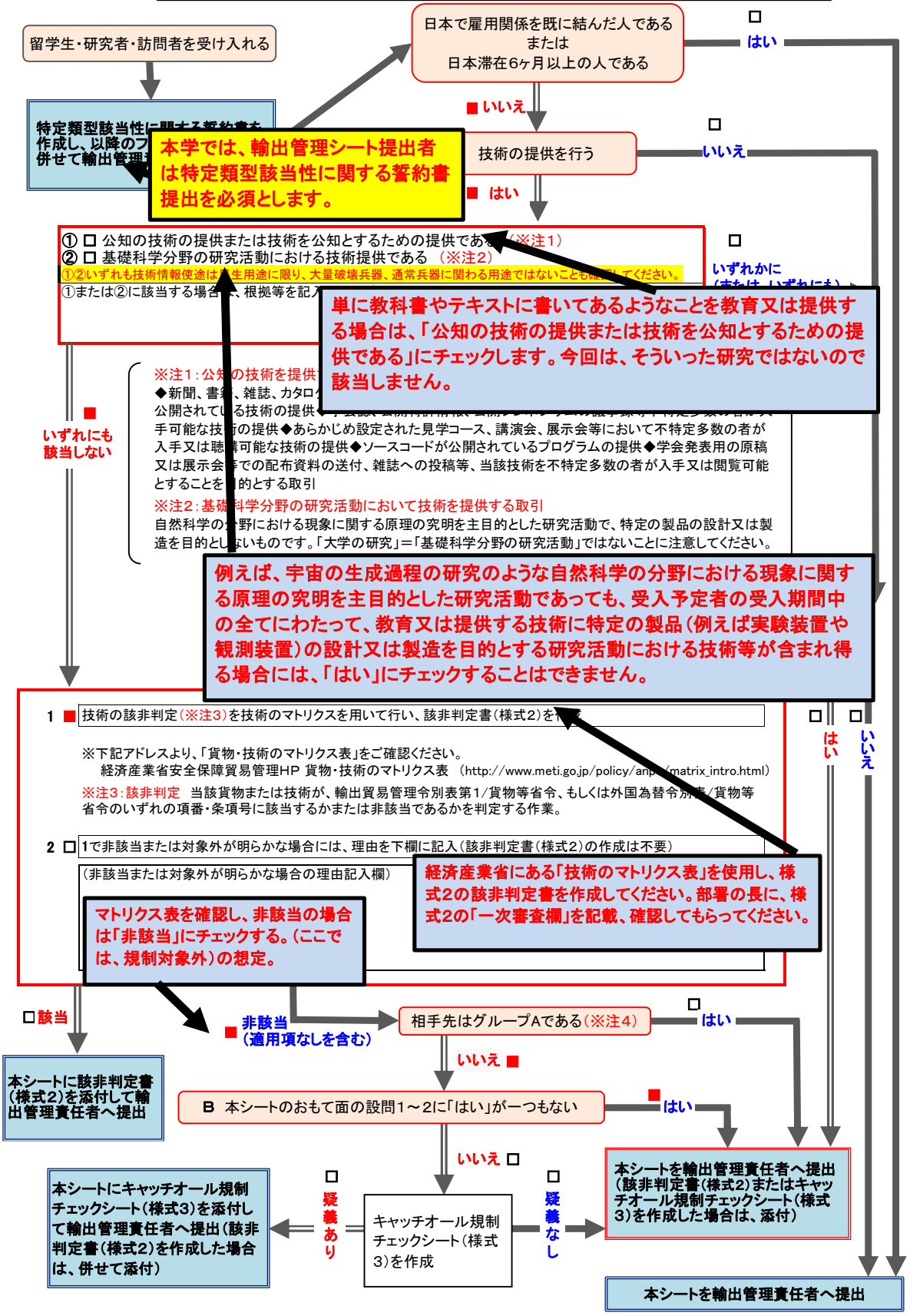

※注4：グループA（法令改正前のホワイト国）（輸出管理が適正に行われていると認められる国）
アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国